

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

令和8年度

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 340,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,997,502 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	195,100	29,425	0	4,513	19,074	142,088
	障害者福祉事業	961,490	689,807	0	2,120	31,892	237,671
	高齢者福祉事業	479,347	35,514	0	46,698	46,988	350,147
	児童福祉事業	1,631,355	836,317	0	34,576	89,930	670,532
	小計	3,267,292	1,591,063	0	87,907	187,884	1,400,438
社会保険	国民健康保険事業	229,809	116,065	0	0	13,464	100,280
	介護保険事業	428,728	18,765	0	0	48,518	361,445
	後期高齢者医療事業	102,639	72,670	0	0	3,536	26,433
	小計	761,176	207,500	0	0	65,518	488,158
保健衛生	保健衛生事業	832,619	67,959	66,000	88,779	72,148	537,733
	予防事業	70,255	1,224	0	186	8,160	60,685
	母子保健事業	21,766	9,782	0	40	1,428	10,516
	健康増進事業	44,394	3,077	0	85	4,862	36,370
	小計	969,034	82,042	66,000	89,090	86,598	645,304
合計		4,997,502	1,880,605	66,000	176,997	340,000	2,533,900

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。